# 元町町づくり協定

策定•運用=元町自治運営会

#### 第1 町づくりの考え方

元町は、北を運河に接し、南に緑豊かな丘をひかえ、東 に海を望む美しい街であり、横浜開港以来、西洋文化を 進取し、近代日本の商業をリードしてきた誇りある歴史を 持つ街です。

先人達が築いてきた歴史と文化、豊かな環境を守りつ つ、人々がふれあう、開かれた魅力ある生活空間として元 町を継続発展させて行きます。

住むことと商うことが、誇りと良識を持つ人々によって 共生する町、いつまでも安心して暮らしていける明るく、 豊かで、安全な地域社会を創り、次世代へと受け継いで 行くことを目指します。

#### 第2 町づくりの基本方針

- (1)歴史・文化と地理的な条件を生かし、魅力ある町づく りを推進します。
- (2)住む人と商う人が共生する地域社会を目指します。
- (3)人々が住み続けることのできる、安心で安全な居住 環境の維持に努めます。

#### 第3 町づくりの推進組織

- 1 本協定を管轄する「元町自治運営会」は、町づくりの 推進と地区計画および本協定の適正な運用をはかる ため、「町づくり委員会」を設置し、次に掲げる事項につ いて関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、 必要に応じて公共団体等関係団体、機関と連絡調整を 行ないます。
  - ア 本協定の内容および適用範囲に関すること。
  - イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前 協議に関すること。
  - ウ 道路等についての改修などの整備、維持管理に関 すること。
  - エ その他、本協定区域内の町づくりに関し、必要と認 める事項に関すること。
- 2 「町づくり委員会」は、各丁目より元町自治運営会の会 員3名以内と元町自治運営会会長を含めた11名以内 で構成し、内6名以上は地域住民または地権者としま す。委員は会長によって任命され、委員長は任命され た委員からの互選とします。
- 3 「町づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係 者、公共事業団体等関係団体・機関および学識経験 者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことがで きます。

4 元町の各団体間に亘る協議事項が生じた場合、「町づ くり委員会 | は「元町まちづくり協議会 | の招集を要請 することができます。

### 第4 町づくりの運営等

- 1 「町づくり委員会」は、協定の円滑な運営に努めるととも に、本協定を広く周知徹底し、多方面の人々の意見や町 の声を反映させるよう柔軟な対応をすることとします。
- 2 本協定の改定は、「町づくり委員会」で改正案をまと め、元町自治運営会の総会で決議することとします。
- 3 町づくりを推進するために、適用区域内の世帯主、事 業者等はすべて元町自治運営会に加入してください。

#### 第5 適用区域および対象

- 1 元町全域を適用区域とし、当該区域内のすべての住 民が本協定の対象となります。
- 2 本協定適用区域内において、戸建て住宅、共同住宅 等の建物の新築・増改築、改修・改装等を行なう場合は 「町づくり委員会」に事前協議等の届け出を行なうも のとします。手続きの詳細については別途定めます。
  - ※P4「まちづくり協定/共通別紙」参照

I 元町の魅力的な景観を維持し、住み続ける ことができるように(建築・景観等)

## (1) 建物の用途について

元町のそれぞれの通りや場所に応じた住まいとし、騒 音の発生や風紀を乱すなど周囲に迷惑を及ぼす用途は 禁止します。

# 1-1) マンション等の集合住宅

- 1-1-1) マンション等で、居住および事務所用途以外の、 特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。
- 1-1-2) マンション等には、集合ポストを設置し、ゴミ収集 場所を確保してください。

# 1-2) 駐車場・駐輪場

居住用の立体駐車場は2層までとします。集合住宅等で 大型の駐車場を確保する場合には周辺への日照、騒音、交 通問題に配慮し、周辺住民との合意形成を図ってください。

## 1-3) その他

- 1-3-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を 及ぼす恐れがある施設は禁止します。
- 1-3-2) 地区計画や町づくり協定で規制されない用途で 問題が生じた場合は協議し、定めて行きます。

#### (2) 建物の形態・意匠について

# 2-1) 建物のデザイン・色彩

外壁・屋根のデザイン・色彩は、刺激的な形や原色を避

け、周辺との調和を図ってください。殊に住宅1階部分はそ れぞれの通りにふさわしいデザインに配慮してください。

### 2-2) 垣根、フェンス

地震に備え、街並みの安全性を図るために、道路に面 する垣根にはブロック塀や石垣は避け、生け垣または植 栽を施したフェンスとしてください。

#### 2-3) 照明灯の設置

歩行者が夜間でも安心して通れるように、また、防犯の ためにも門灯、玄関灯、軒下照明などを設置し、日没から 日の出までは連続して点灯してください。

# 2-4) 無線・テレビ等のアンテナの設置

著しく景観を阻害するようなアンテナの設置は控えて ください。

#### (3) 看板・広告物について

周辺との調和を乱す看板、広告物の設置および住宅の 屋根・屋上への看板、広告物の設置は禁止します。

#### (4) 緑化について

屋上や敷地内の緑化に努めるとともに、バルコニー・玄 関など街路に面したところは花で飾り、道行く人々に心の 安らぎを与えましょう。

#### (5) 自動販売機について

自動販売機の設置は極力避け、設置する場合は騒音 やゴミの散乱に配慮してください。

# II 住まい方のルールを守って、安全で心地よく (ゴミ・騒音等)

# (6) 町づくりの推進

- 6-1-1) 町づくりを推進するために、適用区域内の世帯主・ 事業者等はもちろん、地権者・建物所有者なども元町自 治運営会へ入会し、町づくりへの協力をお願いします。
- 6-1-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対し て、元町自治運営会に入会することを賃貸契約上義務 づけることとし、会費等の徴収と支払業務を代行する か、管理会社にその業務を依頼してください。
- 6-1-3) 分譲集合住宅建築予定者は、その販売時点にお いて、物件購入者に対して元町自治運営会に加入する ことを建物売買契約上に明記してください。また、建物 完成後の建物管理予定を建築計画事前協議において 提出することとします。

# (7) ゴミの処理について

- 7-1-1) 居住者のゴミは、収集日の指定時間までに、指定 された収集場所に出してください。
- 7-1-2) ゴミは横浜市で決められたルールを守り、減量化 と分別・リサイクルによる資源化に協力願います。

- 7-1-3) 収集場所への前日からのゴミ出しは禁止します。
- 7-1-4)ゴミ収集場所は、利用者が協力し合って、散乱防 止、清潔美化に努めましょう。

#### (8) 街路および建物の美化

- 8-1-1) 自宅前の歩車道の清掃は、お互いに近隣と協力 し合って毎日行ないましょう。
- 8-1-2) 敷地内および周辺の花木は、いつもきれいに手 入れしましょう。
- 8-1-3) 落書きは放置せず、消し取るなど速やかな対応を 心がけましょう。

#### (9) ペットの飼育について

ペットは近隣の迷惑にならないよう、節度を持って飼育 しましょう。猛獣、爬虫類など、人に危害を与える可能性 の高い動物の飼育は禁止します。

#### 9-1) 猫の飼育・野良猫の世話

- 9-1-1) 残った餌は早めに始末して放置しないでください。
- 9-1-2) 排泄物などの清掃を行ない、地域の衛生面に留 意してください。
- 9-1-3) 出来るだけ避妊手術を施し、野良猫を殖やさない ように心がけましょう。

#### 9-2) 犬の飼育

- 9-2-1) 放し飼いにはしないでください。
- 9-2-2) 散歩中はリードを付け、排泄物は必ず持ち帰って ください。

#### (10) 騒音への配慮

大音量での楽器演奏や音楽鑑賞、自動車やオートバイ などの空ぶかし、花火・爆竹の使用など騒音の原因となる ような行為は禁止します。

#### (11) 寝具洗濯物などへの配慮

寝具洗濯物を干す場合は、景観に配慮するようお願い します。

#### (12) 空き地・空き家について

未利用地は、草刈り条例(横浜市火災予防条例に規 定)などを遵守し、雑草地にならないようにしてください。 また、治安上や美観の観点からも問題の起きないよう、所 有者は維持管理をしてください。

# (13) 防災について

地震・火災等緊急時は、元町震災連絡会の防災マニュ アルに従います。

#### 〈付 則〉

本協定は、平成16年1月1日より施行されました。 平成21年5月30日、一部改正。